

請願文書表 (令和2年9月定例会)

受理番号	請 第 1 号
受理年月日	令和2年9月9日
件 名	可燃ごみの値上げ、不燃ごみ有料化等の撤回を求める請願
請 願 者	京都府舞鶴市字伊佐津158-1 舞鶴地方労働組合協議会気付 エコネットまいづる事務局長 迫田 薫 ほか1名
紹介議員	小西洋一 伊田悦子 小杉悦子
要 旨	<p><b>【請願事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>9月議会に提案の、舞鶴市の可燃ごみ収集手数料の値上げ、清掃事務所へのごみ持ち込み料金徴収案を中止されたい。</li> <li>不燃ごみの有料化とリサイクルプラザへの持ち込み料金徴収を中止されたい。</li> <li>以上の2項目に関する条例改正案を撤回し、市民の各階層、自治会、各種団体等で十分議論をつくせるよう期間をかけて結論を出されることを要求します。</li> </ol> <p><b>【請願趣旨】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>舞鶴市の今回のごみ手数料の値上げ及び不燃物の有料化は、今日の市民生活を無視する暴挙と言わざるを得ません。 市民は、いま日々新型コロナウイルスの感染症拡大によって、生活や営業は大変な事態となっています。こんな市民が苦しみと大きな不安におちいつている最中に、なぜ新たな市民負担（約1億円）を押しつけようとするのでしょうか。 市民が苦しい時、少しでもその苦しみをなくしていくのが、本当の地方自治体の役割ではないでしょうか。</li> <li>可燃ごみの値上げに加えて、清掃事務所への持ち込み料金の新設は、手数料の二重取りではありませんか。 さらに、不燃物の収集手数料の新設は市民生活への圧迫であり、持ち込み料の設定も、これまた手数料の二重取りです。 本来、市民が持ち込むことは、市民が舞鶴市のごみ収集業務に協力していることであり、市の対応は本末転倒といわざるを得ません。</li> <li>ごみの収集、特に不燃ごみの収集については、各地域の自治会の協力なしでは成り立ちません。ある自治会では不燃ごみ収集時の集積場所にシルバー人材センターへ委託料を払って集積所での整理にあたりたり、ある自治会では、自治会役員等に出して整理にあたりたりしており、市民の協力と市民負担の上に舞鶴市は乗っかり、収集業務が実施されており、これらのことについて、その実態も把握せず、全く無視して値上げだけを検討し、最初から値上げありきの舞鶴市の姿勢です。こんな市民に背を向けたやり方は、到底市民の協力と納得は得られません。</li> <li>舞鶴市は、今回の手数料の値上げ等に当たり、形式的な「パブリック・コメント」を実施しましたが、パブリック・コメントで出されている意見も取り上げず、「9月議会で決めた後で市民に説明する」としています</li> </ol>

	<p>が、来年7月実施というのであれば、ごみ収集問題は市民全体に関わる重要問題であり、今回の条例改正案を撤回し、市民的論議をせめて来年の6月まで行って決定されることを要望します。</p> <p>ぜひ、この趣旨を理解され、請願書の採択をお願い致します。</p>
付託委員会	市民文教委員会